

Global Tax Update

英国

デロイト トーマツ 税理士 法人

2016 年 12 月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

Autumn Statement 2016 日系企業グループへの影響

(1) 背景

2016 年 11 月 23 日、英国財務大臣フィリップ・ハモンドより新たな政府としては初めてとなる秋の財政演説が発表された。今回の財政演説でも、英国が「Open For Business」であることが繰り返されており、その結果、底堅い英国の経済と税務制度に対する企業の信頼を支えることを目標とした内容となっている。

新政府のメッセージは 2016 年 3 月に発表された英国予算案の方向性と一致しており、一連のポジティブな経済指標に補足されたものとなっている。秋の財政演説を受けて、2016 年 12 月 5 日に 2017 年度の財政法案が公表された。

本ニュースレターでは、今回の秋の財政演説の中から、特に日系企業グループに対する影響が大きいと考えられる項目について解説を行う。各項目の詳細については、下記の特設サイトを参照のこと。

>> [UK Autumn Statement 2016](#) (デロイト UK ウェブサイト(英語))

(2) ビジネス タックス

1) 法人税率

英国の法人税率を G20 の中で最も低い水準とすることについてのコミットメントを政府は再提示しており、その結果、英国の現行法人税率 20%を予定どおり、2017 年 4 月に 19%、2020 年 4 月には 17%にまで引き下げることを確認した。これらの引下げは 2016 年財政法に含まれており、既に効力を有している。

日系企業にとって、英国での事業内容によっては、法人税率の引下げにより、日本のタックスヘイブン対策税制により影響を受けることが懸念されている。日本のタックスヘイブン対策税制については、2017 年度税制改正の内容と併せて、今後の改正動向を注視することがより重要になったと考えられる。

2) ビジネス タックス ロードマップ

今年 3 月に発表された英国予算案の中で、政府はビジネス タックス ロードマップを公表した。今回の財政演説は、ビジネスに確実性を提供することの重要性を強調する機会となっており、ロードマップに対する政府のコミットメントが再確認されている。

特に言及のあった分野は以下のとおりである。

まず、2017 年 4 月に新しい純支払利息の損金算入制限規定が計画どおりに導入される予定となっている。これらの規定は、BEPS プロジェクトの行動 4 におおむね基づいたものとなっており、その結果、純支払利息が 200 万ポンドを超える場合、もしくは、英国内企業グループの税額調整後 EBITDA (earnings before interest, tax, depreciation and amortisation) の 30%を上回る場合、または、英国内企業グループの純支払利息額と収益に対する比率が企業グループ全体の比率を上回る場合に損金算入制限規定が適用される。

新しい規定は、日系企業グループを含む多くの外国籍企業に大きな影響を与える可能性があり、特に英国企業の借入に関して英国外子会社の収益に依存している場合、注意が必要となる。

次に、先に実施された意見募集の結果を受けて、英国の欠損金に関する制度の改正が行われ、2017 年 4 月から適用される予定となる。英国内の課税所得が 500 万ポンドを超える企業グループにおいては、500 万ポンドを超えた部分の課税所得については、繰越欠損金控除が 50%までに制限される。同時に、欠損金に関する制度においては緩和される項目も含まれている。2017 年 4 月 1 日以後に発生したキャピタル ロス以外の税務上の損失はすべて、2017 年 4 月 1 日以後に発生した英国企業グループのどの会社のどの区分の所得に対しても使用することが可能となる。

政府はまた、当該制度改正を実施する際に、意図しない結果を避けるための措置も導入する予定であるとの発表を行った。

3) ハイブリッドミスマッチ

2016年財政法において制定されたハイブリッドミスマッチ規定が、2017年1月1日より適用が開始する。また、英国の歳入税関庁(HM Revenue & Customs:以下「HMRC」)から、当該規定が実際にどのように機能するかを説明する詳細なガイダンスが公表されている。

4) 試験研究開発費およびパテントボックス税制

政府は、試験研究開発に対する支援の大幅な増加を含む、National Infrastructure and Innovation Fundへの230億ポンドの投資を発表した。政府はまた、既存の試験研究開発費の税額控除制度を強化し、英国を試験研究開発研究活動を行う企業にとって、さらに魅力的な場所にする方法を検討すると発表した。

さらに、2017年財政法案は、特許技術による所得について10%の税率が適用されるという、パテントボックス制度に関する追加の規定が含まれることが予定されている。この規定は、費用分担契約(Cost Sharing Arrangement)に基づいた企業にどのように適用されるべきかを含む予定である。特にこれらの変更は、2017年4月1日以後に開始する会計期間からのみ適用される。

5) Substantial Shareholdings Exemption

政府は今年の早い段階で、英国の Substantial Shareholdings Exemption: 以下「SSE」(英国法人による一定の株式譲渡益の非課税措置)の改正を検討していると発表しており、今回の財政演説においては、この改正に伴い SSE が簡素化され、譲渡会社の要件(Investing Company Requirement)が削除されることが発表された。その結果、より多くの企業グループがこの制度の恩恵を受けることが期待される。これらの改正は2017年4月から適用の予定である。

6) 非居住者の英国源泉所得に対する課税

政府は、外国籍企業の英国源泉所得に対する課税方法についての協議を開始した。現在、英国で事業活動をしていない企業は、法人税ではなく所得税の課税対象となる。これには、英国内の賃貸用不動産、利子、ロイヤルティから収入を得る外国籍企業が含まれており、法人税が今後適用されるべきかが検討される。

7) 北アイルランド法人税制(NICT)

政府は以前、北アイルランドで法人税を付加する権限が北アイルランド議会に委譲され、2018年4月から12.5%の課税となる北アイルランド独自の法人税制度が導入されるとの見通しを発表していたが、今回の財政演説では、北アイルランドにおいて事業活動を行うすべての中小企業がこの制度から恩恵を受けることを可能にするため、当該制度を2017年財政法案に含む予定であると発表した。制度の濫用を防ぐために、ほかにもいくつかの変更が導入される予定である。

(3) 業種別項目

ほかにも特定の業種に関連するいくつかの発表が行われている。

- 保険会社: 保険課税(Insurance Premium Tax)は、2017年6月から10%から12%に引き上げられる

- 石油ガス会社: 政府は、石油収入税(Petroleum Revenue Tax: 以下「PRT」)を過去一度も支払っていない企業が PRT 制度から撤退するためのプロセスを合理化し、その他の場合には報告プロセスを簡略化するための制度を発表した
- 通信会社: 政府は、英国が 5G で世界のリーダーとなることを目指して、Integrated Fibre と 5G を含む次世代通信システムの実験を行う組織的プログラムのために資金を提供することを発表した。政府の 5G 戦略の一環として、2017 年度予算案にて詳細が打ち出される予定である
- デジタル通信: 政府は、より多くの家庭・オフィス等への配備を支援するため、新たに2017年4月1日からの5年間、新しいフルファイバーインフラの設置については100%のビジネスレイアウト控除措置を導入するとの発表を行った

(4) コンプライアンス

1) デジタル化

政府は、電子的記録保持、電子申告、納税時期の変更等、デジタル化による税務制度全体の事務手続きにかかわる主要な変更を行うことに引き続き注力していく。政府はこれまでに発表されている変更点を実施するための条項とともに、2017年1月に「税のデジタル化」に関して行った意見募集結果への政府回答を公表する予定となっている。政府は、これらの提案が大企業に適用されるかどうか、また適用されるとした場合には、どのように適用されるかについての協議はまだ開始していないとのことである。

2) 英国の財政発表の時期の変更

英国の財政年度は4月1日から翌年3月31日までであり、当該期間中、例年3月に予算案、そして11月に秋の財政演説が行われている。2017年3月の予算案の公表が通常どおりに行われる一方で、英国は2017年秋以降、秋に財政にかかわる発表(予算案)を年間を通じて一度だけ行う方針である。

その後は、英国の経済状況に応じて政府が税制改正を行う可能性を残しつつ、英国の財政状態について簡単にコメントするための「春の財政演説」が導入される予定である。

年に一度の財政発表への移行は、英国の税制改正を理解し、対応する回数が年一度となることを意味しており、多くの企業に歓迎されるものと考えられる。また、議会・企業・税務専門家が法律の精査により多くの時間をかけることが可能となり、結果、不確実性の低減や法令の品質の向上につながることを期待されている。

3) 租税回避

政府は、引き続き租税回避に対応するためのさまざまな措置を発表し、実施しているが、特に今回の財政演説に含まれていた内容は次のとおりである。

- 特定の期間内に税金と社会保険料が支払われない限り、雇用者への偽装報酬制度(Disguised Remuneration Schemes)への拠出金に対する税額控除を否認する予定である

- 後に HMRC によって否認された租税回避行動の手配を他者や他企業が利用できるようにした者に対して、政府が新たな罰則規定を設けることを確認した。詳細は 2016 年 12 月 5 日に公表され、政府は、適切に焦点が絞られていることを確実にするために、同罰則規定についての協議を行うと述べている
- HMRC が訴訟を含め、租税回避行動に対抗するためのさらなる投資とリソースの確保を進めることも併せて確認された

(5) 間接税

付加価値税 (Value Added Tax: 以下「VAT」) に関して発表された主な変更点は以下のとおりとなっている。

- 企業が VAT グループに加入するために必要な適格要件に焦点を当てた、VAT グループ規定の見直しが行われる
- 意見募集の結果を受けて、VAT 詐欺に関与した場合に課される新たな罰則規定が、2017 年財政法案にて導入される予定である。この新しい罰則規定は、取引が VAT 詐欺と関連していることを認識していたか、または認識しているべきだったと考えられる企業および役員に適用される。詳細は発表されていないが、発表の内容は、EU Missing Trader Intra-Community 詐欺 (通称、「MTIC」詐欺またはカルーセル詐欺) 対策に関するこれまでの発表との一貫性が見られる

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk
ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ 税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800 (代)

email: tax.cs@tohmatsumsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-service

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク マネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士 法人を含む) がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.